

令和7年度環境対応車導入促進助成金交付要綱(改訂) 新旧対照表
(天然ガス自動車・ハイブリッド車・電気車・燃料電池車)

■下線部は改訂部分

新	旧
(環境対応車の導入に対する助成) 第3条 埼ト協は、事業者から申請のあったときは、 環境対応車の導入に要する費用の一部を、 予算の範囲内で助成する。	(環境対応車の導入に対する助成) 第3条 埼ト協は、事業者から申請のあったときは、 環境対応車の導入に要する費用の一部を、 予算の範囲内で助成する。 <u>但し、一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃(令和2年国土交通省告示第575号又は令和6年国土交通省告示第209号)を運輸支局に届出している事業者に限り、埼ト協分を助成の対象とする。</u> <u>なお、届出していない事業者については、全ト協分の助成額を全ト協の予算の範囲内で助成する。</u> <u>また、標準的な運賃届出前に全ト協分助成金の交付申請をしたものについては、埼ト協分助成金の追加請求はできない。</u>